

一般財団法人沖縄美ら島財団における公的研究費の使用に関する行動規範

平成28年4月11日制定

学術研究は、真理の探究並びにその成果が人類共有の財産となり社会の発展に寄与するものとして、社会からの信頼と負託を受け公的研究費（※）によって支えられている。

公的研究費を不正に使用することは、社会の信頼と負託を大きく損なうものであり、我が国の科学技術振興の体制を根底から揺るがすものである。

このことを踏まえ、一般財団法人沖縄美ら島財団（以下「財団」という。）は、学術研究の透明性と公平性を担保し、財団の学術研究に対する社会の信頼と負託を確保するため、次のとおり公的研究費の使用に関する行動規範を定める。

財団に所属する職員のうち、公的研究費の使用に携わるすべての者（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行するものとする。

1. 研究者等は、公的研究費が社会からの信頼と負託を受け財団の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、財団が定める会計規則等並びに公的研究費の配分機関が定める事務処理手続き及び使用ルールその他関係する法令・通知等（以下「規則等」という。）を遵守しなければならない。
3. 研究者等は、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、規則等の知識習得に努めなければならない。

（※）公的研究費とは、文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人又はその他の機関等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、運営費交付金、寄附金、補助金並びに委託費等を財源として財団が扱う全ての経費をいう。